

第3部 金融検査・監督等

第7章 業態横断的な検査・監督をめぐる動き

第8節 早期是正措置・社外流出制限措置について

I 早期是正措置の概要及び運用

1. 早期是正措置の趣旨

早期是正措置は、金融機関の経営の健全性を確保するため、自己資本比率という客観的な基準を用い、当該比率が一定の水準を下回った場合に監督上の措置を発動する制度であり、1998年4月に導入されている（銀行法第26条第2項等）。

なお、国際統一基準行（海外営業拠点（支店・現地法人）を有する銀行等）に対しては、2019年3月より、レバレッジ比率も基準として用いられている。

（注）保険会社については、1999年4月に「保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」という基準を用いる早期是正措置を導入している。

現行規制上、銀行がこれらの基準の最低所要水準を下回った場合に金融庁が発動する早期是正措置は、その区分（単体・連結共通）に応じて、以下のような内容となっている（銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第1条）。

	自己資本比率		措置の内容
	国際統一基準行	国内基準行	
第1区分	普通株式等 Tier 1 比率： 2.25%以上 4.5%未満 Tier 1 比率： 3%以上 6%未満 総自己資本比率： 4%以上 8%未満	2%以上 4%未満	経営改善計画（原則として資本増強に係る措置を含む）の提出及びその実行
第2区分	普通株式等 Tier 1 比率： 1.13%以上 2.25%未満 Tier 1 比率： 1.5%以上 3%未満 総自己資本比率： 2%以上 4%未満	1%以上 2%未満	資本増強に係る合理的と認められる計画の提出・実行、配当・役員賞与の禁止又はその額の抑制、総資産の圧縮又は抑制等

第2区分の2	普通株式等 Tier 1 比率：0 % 以上 1.13%未満 Tier 1 比率：0 % 以上 1.5%未満 総自己資本比率：0 % 以上 2 % 未満	0 % 以上 1 % 未満	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施
第3区分	普通株式等 Tier 1 比率：0 % 未満 Tier 1 比率：0 % 未満 総自己資本比率：0 % 未満	0 % 未満	業務の全部又は一部の停止

	レバレッジ比率	措置の内容
	国際統一基準行	
第1区分	最低レバレッジ比率未満	経営改善計画（原則として資本増強に係る措置を含む）の提出及びその実行
第2区分	最低レバレッジ比率の二分の一の比率未満	資本増強に係る合理的と認められる計画の提出・実行、配当・役員賞与の禁止又はその額の抑制、総資産の圧縮又は抑制等
第2区分の2	最低レバレッジ比率の四分の一の比率未満	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施
第3区分	0 % 未満	業務の全部又は一部の停止

（注）「最低レバレッジ比率」は、原則 3 %（ただし、2024 年 4 月以降、例外的なマクロ経済環境その他の事情を勘案し、日銀預け金をエクスポージャー額（分母）から除外しつつ、同比率を 3.15%としている）。

2. 発動実績

2024 事務年度における早期是正措置に基づく是正命令の発動実績はなし。

（参考）早期是正措置導入後の発動実績の累計

銀行等	14 件
信用金庫	23 件
労働金庫	0 件
信用組合	69 件
系統金融機関	3 件

保険会社	1 件
------	-----

(注) 労働金庫および労働金庫連合会については厚生労働大臣と金融庁長官の連名で、農林中央金庫については農林水産大臣と金融庁長官の連名で、命令が発出される。

Ⅱ 社外流出制限措置の概要及び運用

1. 社外流出制限措置の趣旨

社外流出制限措置は、国際統一基準行について、最低所要自己資本に加え、ストレス期における緩衝剤としての役割を期待して、「資本バッファ比率」が一定の水準を下回った場合、自己資本の充実の状況によって必要があると認めるときに発動するものとして、利益に対する一定割合まで配当・賞与の支払い等の社外流出行為を制限するものである（銀行法第 26 条第 2 項等）。

なお、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）に対しては、2023 年 3 月より、「レバレッジ・バッファ比率」も基準として用いられている。

【参考】資本バッファ比率、レバレッジ・バッファ比率の算式

$$\text{資本バッファ比率} = \frac{\text{資本バッファに係る普通株式等 Tier 1 資本の額}}{\text{リスクアセット額}}$$

レバレッジ・バッファ比率

$$= \frac{\text{Tier 1 資本の額}}{\text{総エクスポージャーの額}} - \text{最低レバレッジ比率}$$

現行規制上、銀行がこれらの基準の最低所要水準を下回った場合に金融庁が発動しうる社外流出制限措置は、その区分（単体・連結共通）に応じて、以下のような内容となっている（銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第 1 条）。

資本バッファの充実の状況に係る区分	資本バッファ比率	措置の内容	
		社外流出制限割合	
資本バッファ第 1 区分	2.5%未満	40%	社外流出額の制限に係る内容を含む資本

資本バッファ－ 第 2 区分	1. 875%未満	60%	バッファ－比率を回復するための合理的と認められる改善計画の提出の求め・実行の命令
資本バッファ－ 第 3 区分	1. 25%未満	80%	
	0. 625%未満	100%	
資本バッファ－ 第 4 区分	※早期是正措置における第 1 区分～第 3 区分に該当する場合、同時に資本バッファ－第 4 区分にも該当する。 この場合、①早期是正措置と②社外流出制限措置の両方の内容を含む 1 つの命令を発出することが想定される。		

(注) 上記の数値は、資本保全バッファ－2.5%分のみを勘案した例示であり、
(銀行によって所要水準が異なる) カウンター・シクリカル・バッファ－および G-SIBs/D-SIBs バッファ－は含んでいない。

レバレッジ・バッファーの充実に係る区分	レバレッジ・バッファー比率	措置の内容	
		社外流出制限割合	
レバレッジ・バッファー 第1区分	最低レバレッジ・バッファー比率未満	40%	社外流出額の制限に係る内容を含むレバレッジ・バッファー比率を回復するための合理的と認められる改善計画の提出の求め・実行の命令
レバレッジ・バッファー 第2区分	最低レバレッジ・バッファー比率の四分之三の比率未満	60%	
レバレッジ・バッファー 第3区分	最低レバレッジ・バッファー比率の二分の一の比率未満	80%	
レバレッジ・バッファー 第4区分	最低レバレッジ・バッファー比率の四分の一の比率未満	100%	
	※早期是正措置における第1区分～第3区分に該当する場合、同時にレバレッジ・バッファー第4区分にも該当する。 この場合、①早期是正措置と②社外流出制限措置の両方の内容を含む1つの命令を発出することが想定される。		

(注)「最低レバレッジ・バッファ率」は、G-SIBs バッファの 50%の水準。

2. 発動実績

2024 事務年度における社外流出制限措置に基づく命令の発動実績はなし。